

横浜市中小企業振興基本条例に基づく 令和3年度の取組状況について

1 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

(1) 令和3年度の受注機会増大に向けた取組

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市内中小企業者への優先発注を基本方針として進めてきました。

令和3年度の会計室における契約実績は、
物品契約は 4件、金額 223千円、
委託契約は 3件、金額 304千円、
となっており、いずれも全て市内中小企業者へ発注しています。

(2) 今後の受注機会増大に向けた取組の方向性

発注事務において、今後も対象事業者の所在地区分及び企業規模を確認し、引き続き市内中小企業者への優先発注に努めます。

市内中小企業者への発注状況（会計室契約分）

	区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計		
		市内中小企業契約実績							件数	金額	
		件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数			金額
	件	%	%	千円	%	%	件	千円	件	千円	
令和3年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	4	100.0	0.0	223	100.0	0.0	4	223	4	1,805
	委託	3	100.0	0.0	304	100.0	0.0	3	304	15	235,560
	合計	7	100.0	0.0	527	100.0	0.0	7	527	19	237,365
令和2年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	21	100.0	0.0	886	100.0	0.0	21	886	11	3,111
	委託	2	100.0	0.0	444	100.0	0.0	2	444	16	238,643
	合計	23	100.0	0.0	1,330	100.0	0.0	23	1,330	27	241,754

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

	区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計	
		市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額
		件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減				
	件	%	%	千円	%	%	件	千円	件	千円	
令和3年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	17	100.0	0.0	75,194	100.0	0.0	17	75,194	5	86,027
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0,000
	合計	17	100.0	0.0	75,194	100.0	0.0	17	75,194	5	86,027
令和2年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	21	100.0	0.0	81,298	100.0	0.0	21	81,298	6	104,329
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0,000
	合計	21	100.0	0.0	81,298	100.0	0.0	21	81,298	6	104,329

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。